

## 砂利採取法における工事残土の取り扱いについての考え方

平成 26 年 3 月  
経済産業省

### 1. 概要

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号。（以下「法」という。））においては、法第 2 条において「砂利採取業」を定義している。これに該当する事業については、砂利採取業者としての登録（法第 3 条）及び採取計画の認可（法第 16 条）等をはじめとする同法の規定が適用される。

法第 2 条の定義においては、「「砂利採取業」とは、砂利（砂及び玉石を含む。）の採取（洗浄を含む。）を行なう事業をいう」と規定しており、一時的に砂利を採取する場合や砂利の採取を行うという事業目的を有していない場合は、本条に該当しない場合がある。

### 2. 基本的な考え方

本条に規定する「事業」、即ち業として砂利採取を行うことの外形的な判断基準としては、反復・継続的に業として砂利採取を行うことなどがある。このうち、工事過程において土砂の掘削の完了した時点以降に現場内で利用した後に堆積した余剰の工事残土に含まれている砂利を回収し、骨材資源として活用する場合にこれが業として砂利採取を行うことに該当する基準としては以下の 2 点が存在する。

- ①砂利を採取することを目的として、砂利又は砂利を含有するであろう土砂を採取すること
- ②砂利を採取することが、砂利又は砂利を含有するであろう土砂の掘削以前から予定されていること

具体的には、国又は地方公共団体による宅地造成工事、土地改良工事及びその他の建設工事であり、開発規制法令等による都道府県知事等の許認可を受けた事業であって、砂利を骨材資源として活用することを目的としていないものと判断できる場合は、①には該当しないと考えられる。

<参考>開発規制法令等の例

- 宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可
- 都市計画法に基づく開発許可
- 森林法に基づく林地開発許可
- 土地改良法に基づく団体営土地区画整理事業 等

その上で、工事事業計画書等において、工事残土は、現場内で埋め戻し材として利用し、余剰の工事残土は産業廃棄物最終処分の許可を受けた業者が指定された処理施設又は建設発生土受入れ可能地に搬出し、処分することとなっていることなどが計画に明示されている場合は、②には該当しないと考えられる。

このように、工事過程において土砂の掘削の完了した時点以降に現場内で利用した後に堆積した余剰の工事残土に含まれている砂利を回収し、骨材資源として活用する場合であって、①砂利を骨材資源として活用することを目的としていないものと判断できる場合、かつ、②工事事業計画書等において①のことが確認できる場合については、法第2条に規定する「砂利採取業」には当たらないものと考えられるため、法第3条に規定する「登録」及び法第16条に規定する砂利の「採取計画の認可」は不要である。

### 3. その他

なお、このように採取された砂利の洗浄を行う事業はこれまでと同様、法の規制対象となる。

(以 上)